

## 定例監査の結果

### 1 監査の期間

平成30年11月12日から平成31年1月8日まで

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

教育委員会事務局学校教育課、生涯学習課、スポーツ課

- ・ 小学校（八ツ面、鶴城、平坂、福地南部、一色南部、一色西部、荻原、吉田、東幡豆）
- ・ 中学校（福地、東部、吉良）
- ・ ふれあいセンター（中央、西野町、室場、三和）
- ・ 公民館（吉良）

#### (2) 対象期間

平成30年4月1日から平成30年9月30日

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

### 4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) 学校教育課

ア 契約事務について、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格書が作成されていないものがあった。

(イ) 検査職員が任命されていないものがあった。

(ウ) 契約書に、暴力団排除に関する事項や履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項の記載のないものがあった。

(エ) 支払遅延利息率が、財務省告示で定められた遅延利息の率に訂正されていないものがあった。

(オ) 外国人英語指導業務委託契約において、契約金額の算出根拠を確認できるものが添

付されていなかった。

イ 市費負担教員又は臨時職員等の雇用伺いにおいて、履歴書が添付されていないものがあつた他、免状による資格確認が行われていないものが散見された。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

ウ 公印の使用について、決裁文書を公印管守者に提示せずに使用しているものが散見された。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。

エ マーチングバンド校外活動事業補助金交付申請において、事業計画書及び収支予算書の添付がされていなかった。西尾市補助金等交付規則に則った事務処理をされたい。

オ 寄附採納の決裁について、専決区分誤りがあつた。西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。

カ 臨時職員の勤務において、休憩時間が与えられていないものが散見された。労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。

キ 給与及び通勤手当の支給事務において、以下のとおり不備が見受けられた。支給事務のチェック体制を見直し、適切な事務処理をされたい。

(7) 市費負担教員の通勤手当に支給もれがあつた。

(4) 臨時職員の給与及び通勤手当において、出勤簿の記載誤り等に伴う過払い及び支給もれが散見された。

(9) 臨時職員の時間外勤務手当の支給事務において、1日の定められた勤務時間を超えた時間について、時間外勤務手当の加算分を支給していないものがあつた。

## (2) 生涯学習課

ア 契約事務において、50万円を超える契約について、予定価格書が封入されていないものが散見された。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

## (3) スポーツ課

ア 契約事務について、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(7) 各契約の仕様書又は約款において、提出を定めていた業務実施計画書、工程表、現場代理人・主任技術者届、資格証の写し等について提出を受けていないものがあつた。

(4) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものがあつた。

(9) 事業実績報告書に添付された経費明細書の計算に誤りがあつた。

(5) 仕様書において、契約締結前に各種書類の事前提出する旨を記載しているものがあつた。

(オ) 契約書に、履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項の記載のないものがあった。

イ 公印の使用において、押印の必要のない契約書(案)に押印しているものがあった。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。

ウ 施設の利用許可に係る事務について、施設管理委託契約を締結している委託業者が行っていた。地方自治法に則った適正な事務処理をされたい。

エ 表彰該当者等の決定の決裁について、専決区分誤りがあった。西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。

#### (4) 小・中学校

ア 学校が受領した補助金の執行状況について、請求日から支払いまで、一定期間以上経過しているものがあった。法令等に則った会計処理をされたい。

イ 公印使用簿に記載せずに公印を使用しているものがあった他、学校教育課に提出された就学援助認定申請書において公印もれがあった。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。

#### (5) ふれあいセンター・公民館

ア 契約事務において、50万円を超える契約について予定価格書が封入されていないものが散見された。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。